

小学校給食では食物アレルギー対応を実施しています

本市の食物アレルギー対応は、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき組織的に実施しています。その内容について、簡単にご案内します。

1 医師の診断に基づく対応の徹底

毎年度、全ての児童から「食物アレルギー確認書」により食物アレルギーの有無を確認します。食物アレルギーがある場合には、必ず医療機関を受診していただき、医師の診断が記載された「学校生活管理指導表」を学校に提出するようにお願いします。

2 除去食や代替食を提供する食品（対応食品）

卵（鶏卵・うずら卵）、乳（牛乳・乳製品）、えび、いか、ごま

上記の食品を原因食物とする食物アレルギーがある場合、除去食や代替食を提供します。

上記以外の食品を原因食物とする食物アレルギーがある場合、原因食物が使用されている料理の代わりとなる料理を家庭から持参できます。なお、症状や医師の診断により給食を提供できない場合があります。

3 食物アレルギーの状況把握と対応開始までの流れ

安全・安心な学校給食提供のため、以下の手順での対応にご理解とご協力をお願いします。

